12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

市では今年度も引き続き、預貯金、給与等の債権、捜索による動産、不動産の差し押さえ等を実施し、納税の公平性確保に取り組んでいます。

問納税課納税係（☎042－387－9823）

都民住宅（東京都施行型）入居者募集

■募集内容中堅所得者・家族向けの賃貸住宅（空き家）

■募集案内（申込書）配布12月4日（月）～12日（火）に、まちづくり推進課（市役所第二庁舎5階）、市役所第二庁舎1階受付、管財課（市役所本庁舎1階）、夜間・休日は施設管理室（同1階）で。期間中に限り、JKK東京（東京都住宅供給公社）ホームページ（http://www.to-kousya.or.jp/）からダウンロードできます

■申込方法12月15日（必着）までに、郵送でJKK東京募集センターへ

問JKK東京募集センター（☎03－3498－8894＝土曜・日曜日を除く）、市まちづくり推進課住宅係（☎042－387－9861）

政治家の寄附は禁止 寄附禁止のルールを守って明るい選挙の実現を

12月・1月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

【政治家は贈らない 有権者は求めない】

政治家（候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

問選挙管理委員会事務局（☎042－387－9881）

第64回桜まつり ステージ出演者募集

春の一大イベントである桜まつりが3月31日（土）、4月1日（日）に江戸東京たてもの園前広場（都立小金井公園内）で開催されます。

桜に囲まれて、パフォーマンスを披露してみませんか。

対市内在住、または市内で活動している個人および団体

他応募者多数の場合は抽選で出演者を決定します

申1月12日（必着）までに、電話、ファクスまたはEメールで氏名（団体名）・演目・電話番号・Eメールアドレスを市観光まちおこし協会（☎042－316－3980 FAX042－316－3981 ✉info@koganei-kanko.jp）へ

中小企業の事業主の方へ 中小企業退職金共済制度等の掛金を補助

この制度は、退職金制度を持つことが難しい中小企業の事業主を対象に、従業員（パートタイマーも含む）の福祉の向上・雇用の安定を図ることを目的として、事業主が従業員のために加入する中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度の掛金の一部を補助するものです。

対中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に加入し、申請時に共済掛金および住民税（市・都民税）を滞納していない事業主

※対象の事業主には、別途連絡します

■補助金額・期間被共済者（従業員）1人につき月額500円で、加入した月から24か月を限度とします

■必要書類▽申請書▽加入者内訳書▽退職金共済手帳の写し▽市・都民税納税証明書

申12月15日までに、申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて勤労者福祉サービスセンター（市役所本町暫定庁舎2階）へ

問勤労者福祉サービスセンター（☎042－387－2525）

平成29年 TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日（金）～7日（木） やさしさが 走るこの街 この道路

市民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故および渋滞の防止を図ります。

重点項目として、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、自転車の交通事故防止、二輪車の交通事故防止、飲酒運転の根絶、違法駐車対策の推進に取り組みます。

自転車安全利用五則

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

1　自転車は、車道が原則、歩道は例外

2　車道は左側を通行

3　歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

4　安全ルールを守る

▷飲酒運転、二人乗り、並進の禁止▷夜間はライトを点灯▷交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

5　子どもはヘルメットを着用

問交通対策課交通対策係（☎042－387－9850）

新庁舎および（仮称）新福祉会館建設について

新庁舎建設は、多くの市民の皆さんのご協力をいただきながら、平成25年３月に、新庁舎建設基本計画を策定しており、この中で掲げた基本理念の実現をめざしているところです。

現在の庁舎は、本庁舎と第二庁舎に分散しており、本庁舎は老朽化が進み、施設の耐震性やバリアフリー対応の面からも抜本的な対策が求められる状況です。また、新庁舎建設までの暫定措置として賃貸借している第二庁舎についても賃貸借契約の早期解消を図る必要があります。

福祉会館は平成28年３月に閉館しており、早急に機能を回復することが必要です。一方、（仮称）新福祉会館は少子高齢化や保健福祉に関するニーズの多様化等を背景に、将来を見据えた施設とする必要があることから、市民検討委員会で建設基本計画を検討・協議し、現在、パブリックコメントを実施しています。

市では、庁舎建設予定地（以下「予定地」という）を有効に活用するため、市民サービスの中核を担う庁舎と地域共生の拠点となる（仮称）新福祉会館を同じ土地に建設することにより、市域の中央に市の総合的サービス提供の基盤を築いていくことの検討を進めています。

予定地には暫定の清掃関連施設があり、移設するための協議を移設先候補地周辺の皆様と慎重かつ丁寧に進めているところです。清掃関連施設の再配置については平成36年度の整備完了をめざしており、予定地からの移設は整備完了以降となります。

新庁舎および新福祉会館の早期建設に向けた、現段階における暫定の清掃関連施設を含む配置案は以下のとおりとなっています。引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問企画政策課企画政策係（☎042－387－9800）、ごみ対策課清掃係（☎042－387－9835）、地域福祉課地域福祉係（☎042－387－9915）

清掃関連施設がある中で庁舎と福祉会館をそれぞれ建設する

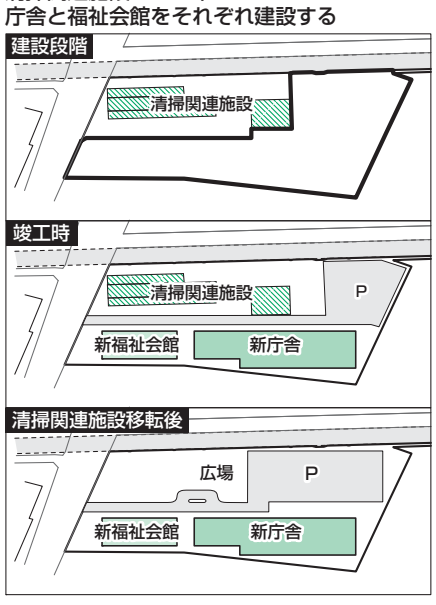

清掃関連施設がある中で庁舎と福祉会館を複合で建設する

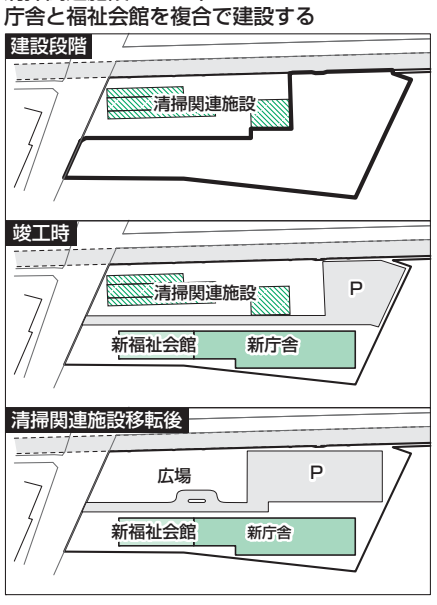

清掃関連施設の一部を敷地内で暫定移設して庁舎と福祉会館を複合で建設する

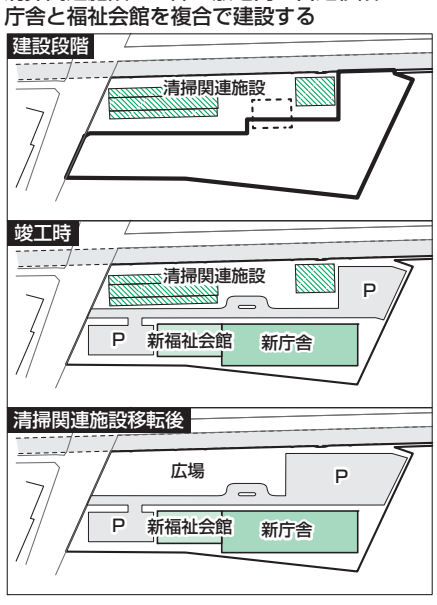
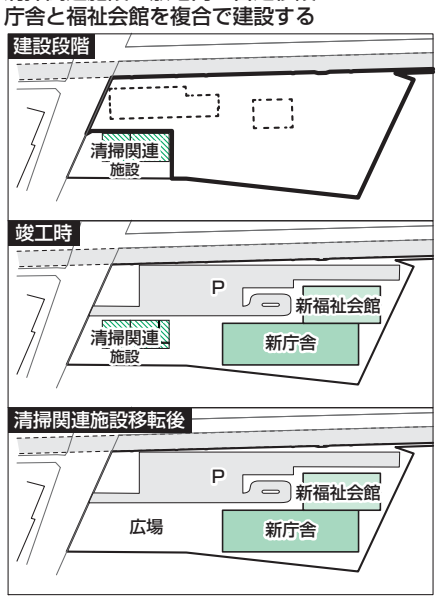
清掃関連施設を敷地内で暫定移設して庁舎と福祉会館を複合で建設する